

テールゲートリフター 特別教育<学科>

令和6年2月1日義務化



主催 旭川地方労働基準協会

労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部が改正され、**テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化**されますので、**作業従事者全員に教育を受けさせなければなりません**。（令和6年2月1日施行）

つきましては、下記のとおり**学科4時間の特別教育**を開催いたしますので、この機会に受講くださいますようご案内申し上げます。なお、特別教育の実技については、各事業場で2時間以上実施願います。

（労働安全衛生法第59条第3及び労働安全衛生規則第36条第5号の4）

◆対象業務◆

- ①荷を積み卸す作業を伴うテールゲートリフターの操作
- ②テールゲートリフターの稼働スイッチを操作すること
- ③テールゲートリフターに備え付けられた荷のキャストーストッパー等を操作すること
- ④昇降板の展開や格納の操作を行うこと

●**建設業、清掃業、座席業など、運送業に限らず、テールゲートリフターを使用する事業場が対象です！**
ただし、荷を積み卸す作業を伴わない定期点検等の業務や、介護用の車両に設置されている車いすを対象とする装置等の操作は対象外です。

1. 講習日程

	受講日	時間	会場	受付期間	定員
第1回	10月28日(土)	9:00~13:30	ときわ市民ホール 4F 多目的ホール (旭川市5条通4丁目)	8/23~10/13	80名
第2回	11月25日(土)		旭川勤労者福祉会館 2F 大会議室 (旭川市6条通4丁目)	9/21~11/10	100名
第3回	12月16日(土)		旭川勤労者福祉会館 2F 大会議室 (旭川市6条通4丁目)	10/17~11/30	100名

2. 講習料

会 員 **8,800円** 消費税 10%含
(内訳：受講料 7,843円、テキスト代 957円)
会 員 外 **11,000円** 消費税 10%含
(内訳：受講料 10,043円、テキスト代 957円)
※支払方法を申込依頼書に○印で表示願います。
(振込希望の場合は、請求書を発行いたします)



3. 申込方法

開催日ごとの受付期間中に、申込依頼書を当協会に提出して下さい。
※先着順で受付し、定員に達し次第締め切りますので、事前に受付状況をご確認下さい。

4. 教育科目

	科 目	時間
学科	テールゲートリフターに関する知識	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	2時間
	関係法令	0.5時間
学科教育時間合計		4時間

※学科特別教育4時間だけでは、作業に従事することはできませんので、必ず各事業場で、実技教育「テールゲートリフターの操作の方法について」を2時間以上実施して下さい。

5. 証明証等

受講者に「学科教育受講証明証」を交付し、事業所に学科教育実施記録証明を発行します。

6. 注意事項

当日欠席の場合、受講料は返金できませんので、ご了承下さい。

旭川地方労働基準協会 (インボイス発行事業者)
〒070-0043 旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階
電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

※都合により、講習が中止又は延期、受講料・テキスト代が変更になる場合がありますので、予めご了承下さい。

テールゲートリフター特別教育〈学科〉 受講申込依頼書

※印の欄は記入しないでください

受講希望日 いずれかを○で囲んでください		10/28 ・ 11/25 ・ 12/16		
※受講番号	ふりがな	生年月日		携帯番号
	氏名			
		S	.	.
		H	.	.
		S	.	.
		H	.	.
		S	.	.
		H	.	.
		S	.	.
		H	.	.
事業場名				
事業場所在地	〒 -			
連絡先	電話 - -		FAX - -	
	担当者		担当者部署	
講習料支払方法 いずれかの番号を○で囲んでください		1. 振込 2. 現金書留で送付 3. 協会窓口へ持参		
※会員区分	会員	コードNo.83	講習料 8,800円	※入金確認欄
	会員外	コードNo.84	講習料 11,000円	
※講習料		円 ×	名 =	円

年 月 日

旭川地方労働基準協会 行き
〒070-0043
旭川市常盤通1丁目道北経済センター6階
電話 0166-22-8621 FAX 0166-22-8687

●申込依頼書はコピーして使用いただけます。
当協会ホームページからダウンロードもできます。 <http://www.asahikawa-lsa.jp>

旭川地方労働基準協会 🔍 検索

